

青森県報

第二千七百九十号

平成十九年
六月八日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……一

公 告

凍結防止剤散布車の購入に係る一般競争入札……………(経 理 課) ……二
除雪車両の交換に係る一般競争入札……………(同) ……四

選挙管理委員会

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出に係る決定……………(事 務 局) ……六
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……七

告 示

青森県告示第四百五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十九年五月三十一日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月八日

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の三から同字下前一七五の一に至る地先

公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五四四八

東経 一四〇度一六分二秒八七八

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五三七一

東経 一四〇度一六分二秒九六七四

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒六三六八

東経 一四〇度一六分二秒九八四二

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒〇二九七

東経 一四〇度一六分二秒二八三四

の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九二九九

東経 一四〇度一六分二秒九二六六

の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九〇四九

東経 一四〇度一六分二秒九二六〇

の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九六九六

東経 一四〇度一六分三秒七〇八二

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五六四〇

東経 一四〇度一六分三秒九六三六

- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒〇〇八二
東経 一四〇度一六分三一秒一七三四
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五六二七
東経 一四〇度一六分三〇秒四〇六一
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒〇八三三
東経 一四〇度一六分三〇秒六九三〇
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒一五〇八
東経 一四〇度一六分二九秒六四一〇
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二〇五四
東経 一四〇度一六分二八秒七八九五
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三
東経 一四〇度一六分二七秒九五〇二
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒四二四〇
東経 一四〇度一六分二七秒〇六〇五
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二五四六
東経 一四〇度一六分二六秒七四三六
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒一七五三
東経 一四〇度一六分二六秒六六三一
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三〇四九
東経 一四〇度一六分二五秒一七七〇
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三八五三
東経 一四〇度一六分二四秒三二六三
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒四六二七
東経 一四〇度一六分二三秒四七五〇
- ②の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八
東経 一四〇度一六分二三秒〇四九五

3 面積

九、五一七・二三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

北津軽郡中泊町大字小泊字下前一〇七の三から同字下前一七五の一に至る地先
公有水面

2 区域

次の各地点のうち、アの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とケの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 北緯 四一度〇七分二秒六九三三
東経 一四〇度一六分二二秒一四三五
- イの地点 北緯 四一度〇七分一四秒四二四四
東経 一四〇度一六分二四秒八二〇五
- ウの地点 北緯 四一度〇七分三秒七六七四
東経 一四〇度一六分二七秒五六二八
- エの地点 北緯 四一度〇七分三秒二四五八
東経 一四〇度一六分三三秒九七三六
- オの地点 北緯 四一度〇七分四秒〇四九七
東経 一四〇度一六分三三秒一〇九二
- カの地点 北緯 四一度〇七分一六秒二九三五
東経 一四〇度一六分三一秒二二四七
- キの地点 北緯 四一度〇七分一六秒六二〇七
東経 一四〇度一六分二六秒五二八九
- クの地点 北緯 四一度〇七分一五秒三三四三
東経 一四〇度一六分二六秒三二二〇
- ケの地点 北緯 四一度〇七分一五秒六八七五
東経 一四〇度一六分二三秒六四八三

3 面積

二二、七一七・七〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

凍結防止剤散布車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。
平成十九年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
凍結防止剤散布車 三トン級(二・五立方メートル) 三台
- 二 納入期限
平成十九年十一月三十日
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 入札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 資格の審査等
 - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 二部
 - 3 提出期限等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成十九年七月十八日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書

の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(二)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成十九年七月三十日 午後一時三十分

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

落札決定の日から七日以内

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てる額を加算した金額)

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てる額を加算した金額)

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Three (3) Material Spreaders 3t class (2, 5m³)

2 Time limit for tender:

1:30 P.M. 30July, 2007

3 Contact point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 ローター除雪車(二・六メートル) 二台

2 除雪グレーダ(四・〇メートル) 二台

二 納入期限

平成十九年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

により、審査を受けなければならない。

- 2 提出部数 二部
- 3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成十九年七月十八日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

- 1 日時

平成十九年七月三十日(時間は、入札説明書による。)

- 2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年

三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

落札決定の日から七日以内

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① Two (2) Rotary Snow Plows

(Blade length 2.6 meters class)

② Two (2) Snow Removal Motor Graders

(Blade length 4.0 meters class)

2 Time limit for tender:

30 July, 2007 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9104

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区における選挙の効力に関し、十和田市西二十三番町六〇番三二号杉山道夫から提起された異議の申出に対し、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成十九年六月八日

決 定 書

十和田市西二十三番町六〇番三二号

異議申出人

杉 山 道 夫（六十七歳）

右異議申出人から、平成十九年四月十八日付けをもって提起された同年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区の選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関し、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるといふものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 十和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、期日前投票所の告示を十和田市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の告示板に掲示せず、有権者に必要な決定事項を知らせなかった中で期日前投票を行ったのは違法である。

二 十和田市十和田湖支所（以下「支所」という。）では本件選挙に関する告示が掲示されたが、期日前投票所として告示されたのは、本庁舎新館五階だけなのに、支所でも期日前投票が実施されたのは公職選挙法（以下「法」という。）に違反している。

以上のように、違法の下で実施された期日前投票の総数は、三千九百十六票であり、この票数は、本件選挙の最下位当選者得票と次点者得票の得票差を超えており、当選者の異動が考えられることから本件選挙は無効である。

決 定 の 理 由

当委員会は、この異議の申出を受理し、市委員会に対し職権で事実確認等の調査を行い、また、申出人に文書による反論の機会を与える等して慎重に審理した。

およそ選挙が無効とされるのは法第二百五条第一項に規定されているように、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理執行の任に当たる機関が、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反した場合又は直接明文の規定に対する違反はなくても、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合を指すものとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の管理執行に関する規定違反がなかったならば、あるいはその選挙結果が異なっていたかもしれないという客観的な可能性がある場合をいい、したがって、単なる規定違反のみではその選挙を無効とすることはできず、また、規定違反があつても、規定違反がなかったときと結果が同じであると判断されるときは、その選挙をやり直す実益がないので選挙を無効とすることはできないとされているものである。

よって、このような観点から本件異議申出理由について、以下、順次判断する。

一 申出理由一について

当委員会が本庁舎の掲示板における告示について調査したところ、当該掲示板は、前面がガラス製引違い戸の四枚戸となつているが、施錠されておらず、掲出されている告示文書は、何人も自由に閲覧できる状態にあり、本件選挙に関する告示

文書は、平成十九年三月三十日に、市委員会事務局職員が、当該告示文書を上下に
 少しずらして一纏めにし、左側をクリップでとめてピンに吊す方法で掲示し、同年
 四月十日に撤去したことが認められた。また、提出を求めた本件選挙に係る告示文
 書を確認したところ、当該告示文書には、上下にずらして掲示されたことを窺わせ
 る日焼けによる変色の跡が認められた。さらには、本件選挙に関する告示は市委員
 会告示第九十九号から第百六号までの一連の告示番号となっており、期日前投票所
 に係る告示は、市委員会告示第百三十三号の告示番号であることから、当該告示だけ
 が掲示されなかったとは認め難く、これを覆すに足る証拠もない。

二 申出理由二について

期日前投票所に係る市委員会告示第百三十三号において、期日前投票所の名称として
 市本庁舎第一会議室の記載はあるが、市支所ふるさと皆館多目的ホール（以下「多
 目的ホール」という。）が記載されておらず、期日前投票所として多目的ホールが
 告示されずに期日前投票が行われたことは事実である。

しかしながら、

(一) 多目的ホールは、市委員会において、法の規定に基づき期日前投票所と決定さ
 れていること

(二) 十和田市が発行している広報とわだ三月十五日号に折り込みして全世界帯に配布
 した選挙広報チラシに期日前投票所として多目的ホールを記載して周知を図ると
 ともに、選挙人に郵送している投票所入場券のお知らせ欄に期日前投票所として
 多目的ホールを記載し周知を図っていること

(三) 多目的ホールにおける期日前投票は、法の規定に基づき期日前投票管理者及び
 期日前投票立会人が選任され、適正な管理の下で特に混乱もなく期日前投票が行
 われたと認められること

から、多目的ホールで行われた期日前投票において、特に選挙の自由公正を害する
 ような特段の事情は認められない。

以上のことから、本件選挙において、多目的ホールを期日前投票所として告示をし
 なかったことは選挙の規定に違反するものであるが、選挙の結果に異動を及ぼす虞は
 ないと認められる。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成十九年六月五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告
 示第五十五号）の一部を次のように改正する。
 第百七十九号様式之二を次のように改める。
 第百七十九号様式之二（第百三十三条関係）

年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称及び 名簿登載者氏名揭示	(ふりがな) 党等 名簿届出名称	(ふりがな) 称 略	(ふりがな) 名簿登載者の氏名
市(町、村) 選挙管理委員会			

注1 名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名は縦書きとする。
 2 掲載順序は、県委員会がくじで定めるところにより上から行うものとする。

- 3 名簿登載者の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従
い、右から行うものとする。
- 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭